第1回 栃木県後期高齢者医療運営懇談会議事概要

日時 平成 19 年 8 月 30 日 午後 1 時 50 分~午後 3 時場所 栃木県自治会館 302 会議室

出席者

- ・上田 至 委員 ・斎藤 馨 委員 ・佐藤 六夫 委員
- ・前原 操 委員 ・瓦井 昭二 委員 ・渡辺 建太郎 委員
- · 松島 不三 委員 · 鈴木 良四郎 委員 · 稲葉 正治 委員
- ・鈴木 五郎 委員

以上 10 名 (欠席・田嶋 光男 委員・田野辺 操 委員)

事務局・須田事務局長・小野事務局次長・原山総務課長・矢吹業務課長他7名

議事要旨

- 1 開会
- 2 事務局長よりあいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員紹介 各委員より自己紹介があった。併せて、事務局職員の紹介があった。
- 5 会長の互選について 会長を鈴木五郎委員とすることを決定。

事務局より次のことを確認

- (1) この運営懇談会を原則公開とすること。
- (2) 会議録を要点筆記とし、公表する場合には発言者名を記載しないこと。
- 6 議題(1)これまでの経緯と今後のスケジュールについて

《事務局より説明有り》

委 員:広域連合議員は現在 38 名とのことだが、この議員名簿に関しては開示願 えるか。

事務局: HP 上を含め、公開している。名簿に関しては、後ほどお渡しする。

議題(2)「後期高齢者医療制度」について

《事務局より説明有り》

- 委 員:高齢者の方々との話の中で、保険料が年金から天引きになるということに対して、不満や苦情をよく耳にする。制度の対象者となる年配者の理解が得られるような PR 活動が必要かと思われる。
- 委員:若い時より、その時代の高齢者の医療を支えてきた。自分たちがそうした世代になったら、医療費がかかり過ぎるから高齢者は別の制度にしたというのはいかがかと思った。将来的には介護保険同様、負担が増えるのではと、不安である。しかしすでに法律上、来年4月からは施行される事が決まっているので、立場上、様々な疑問に答えられるようにせねばならないと考えている。
- 会 長:これからの短期間にどの様に理解を得る PR をするのかということは大事な問題だと思われる。
- 事務局:法成立には、国会の審議を通ってこのようになったということも事実。ご意見は、国へ伝えていきたい。後期高齢者医療制度の創設については、年金や介護、医療等、社会保障の財源が非常に厳しいものとなってきたということが、その背景にあった。昨年の国会審議の折には、「医師不足」という問題もあって、審議のかなりの部分をそちらにとられているようにも見受けられた。今後事務局では、75歳以上の方、それと今はまだその年齢に達していない方々等へのPR方法を、検討していきたい。
- 委員:この問題は政治問題。民主党では、この後期高齢者医療制度にも反対しているようだが、今回の参院選の結果もこれらの民意の表れではないかと思う。 医師不足の件だが、これも内容としては医師に対してかなりの負担をかける制度だ。かかりつけ医の制度や包括的医療によって、医療費を削減しようというものだと思う。
- 会 長:医療サービスを提供する側からも問題があるということだ。介護保険も今回の医療制度改革も、財源調達の面からすれば年金天引きでしっかり確保しているが、制度をスタートするに当たって、その医療や介護など給付内容の保障の方も出来るだけきちんとやっていただくことをお願いしたい。
- 委 員:制度の PR を行う上で、高齢者に要する医療費の割合が高いから、制度を 創設するというような記事の作り方は、いかがかという気もするが。
- 委員:私は、この制度においては若い方に属するのだが、高齢化率の非常な高さと財政事情の関係から、全世代において保険料負担を見直す時期に来ているのではと考えている。医療は全世代に直接関わってくる問題だから、良い機会ではないか。
- 委員:医療保険は、一生を通じて一つであるべきで、高齢者が増えてきたからといって、そこで分けるのはどうか。本来高齢者は、若いときはお年寄りの負担をしてきているわけだから。

- 会 長:この制度は社会保障の元々の理念からは外れるが、それ位、財政的に追い 込まれているので、介護保険と併せ行うということなのだろう。今、皆さん が疑問やご意見くださったことを、しかるべき所へ伝えていただくなり、内 部で考えるなりしていただきたい。
- 委員:18年度に行なわれた診療報酬の改正は、法律の改正だけではなくて医療制度の構造改革だった。今後は医師だけではなく歯科医師、薬剤師、ケアマネージャーなど、地域全体で見ていくというもの。しかし、病院の医師は医療費削減政策があまりに表に出てしまっているためか、反応が弱い。これらを乗り越えていく方策を考えていかなければならない。
- 会 長:根本問題が多く、この懇談会では処理しきれないかもしれないが、こうし た問題を踏まえて、皆さんの理解の促進、周知を図っていくことが必要かと 思われる。

議題(3)保険料について

《事務局より「仕組みの概要」について説明有り》

会 長:次回の懇談会では、具体的な金額等がでるのだろうか。

事務局:保険料、率、ともに意見をいただく予定だが、9月初旬に国から示される 予定の政省令の内容によっては、状況に変動があることをご承知願いたい。

7 その他

事務局:次回については、9月21日(金)の開催予定。